

保護者各位

久留米市長 大久保 勉  
 (子ども未来部 子ども保育課)

## 災害時における保育所等の対応基準について（改正）

本市では、自然災害発生時（大雨・台風等）の保育所等の対応基準を「災害時における保育所等の対応基準について（通知）」（令和2年5月29日付）において見直しましたが、令和2年6月及び7月の自然災害発生時において対応するにあたり、一部見直しの必要が生じたので、修正し、お知らせいたします。

### 1 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、市民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『警戒レベル3』避難準備・高齢者等避難開始』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	市民がとるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに避難</li> <li>命を守る避難行動をとる。</li> </ul>	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者は避難</li> <li>その他の人は避難準備</li> </ul>	避難準備・ 高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により避難行動の確認をする。	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	

### 2 対象となる施設 今回追加

水害及び土砂災害による被害の恐れがある時に、市は避難情報を発令します。水害・土砂災害とも避難情報は校区ごとに発令しますが、土砂災害については、久留米市の「土砂災害ハザードマップ」において警戒すべき区域が特に限定されることから、本基準の対象となる施設を以下の様に定めます。

#### (1) 浸水害

発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設

#### (2) 土砂災害

久留米市の土砂災害ハザードマップにおいて「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」に指定される区域にある保育施設及びその2つの区域に隣接し、特に警戒を必要とする保育施設

### 3 保育所等の対応基準

「市民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は、次のとおりとします。なお、判断基準としている『「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始』等の避難情報は、久留米市が総合的に判断し、市のHP、防災メール等により発令するものです。久留米市以外が出す「警戒レベル3相当」などの相当情報は、休園の判断基準にはあたりません。

#### (1) 避難情報等発令時の対応

時点	警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
午前6時までに発令	警戒レベル3 （避難準備・高齢者等避難開始） 警戒レベル4 （避難勧告） （避難指示（緊急）） 警戒レベル5 （災害発生情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該日は休園とする。</li> <li>・保護者への休園の連絡</li> </ul>
午前6時から 開園時刻までに発令		
開園時間中に発令		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難</li> <li>・保護者へ「施設等の状況」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかな迎えの依頼」を連絡する。</li> </ul>

#### (2) 避難情報等発令解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前6時までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（開園時間及び給食の有無は園の判断）</li> </ul>
午前6時から 開園時刻までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則開園。ただし、状況により休園（開園時間及び給食の有無は園の判断）</li> <li>・休園の場合は、保護者への休園の連絡</li> </ul>
（保育時間中に避難情報が発令され）保育時間中に解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況等に応じた対応をしつつ、保育を継続</li> <li>・必要に応じ、保護者へ「施設等の状況」を連絡</li> </ul>